## 4 日本版コンペンディア制度の構築に向けて

堀田 知光

独立行政法人国立がん研究センター 理事長

未承認薬のラグを解消し、医薬品開発で世界 をリードするためには、わが国初の革新的な創 薬とわが国主導の国際共同治験の促進が不可欠 であることは論を待たない。一方、適応外薬問 題の解決には、薬事承認を前提とした現在の保 険償還の運用を弾力化することが有効である。 欧米諸国においては、薬剤の使い方について 個々の薬事承認がなくても公的医療保険が償還 する仕組みがある。例えば、米国ではFDAが 承認していない適応外使用であっても、エビデ ンスがあれば Medicare / Medicaid で使用可 能となっている。わが国においても適応外使用 に対する保険償還が一律に禁止されているわけ ではない。いわゆる「55年通知」により、薬 事承認後一定期間を経た医薬品の適応外使用に ついては、学術上の根拠に基づく医師の裁量を 保険上で認めている。社会保険診療報酬支払基 金は、これまでに審査上で認める 211 適応の 情報提供を行ってきた。しかし、この対応は、 ①再審査期間が終了した医薬品に限定、②情報 提供の根拠や審査のプロセスが非公開、③副作 用が生じたときの責任の所在が不明確などの限 界がある。適応外使用問題の解決策として筆者 は、①55年通知の弾力的な運用として再審査

期間を絶対視せず、透明性のある機関による エビデンス評価により保険償還可能とする、 ②臨床上の重要な設問に対して答えを出すた めの臨床試験は評価療養として保険診療範囲 内もしくは保険併用を可能とする、③用法や 用量が明らかに異なる適応外使用は治験を原 則とし、先進医療評価制度を弾力的に運用す る、④ICH-GCP 対応可能な施設で実施された 臨床試験の成果は薬事承認もしくは保険償還 の判断材料として利用可能とすることなどは、 現法体系下でも可能である。こうした日本版 コンペンディアというべき制度によって、適 応外薬のラグの抜本的な解消を図るとともに、 企業負担を軽減し、PMDA のリソースを新薬 の承認審査と安全性確保に傾注できることが 期待される。